

2022年4月1日から、民法の改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これまで未成年者だった18歳、19歳の方は、4月1日から一斉に成人としての法的責任を負うこととなります。

Q. どうして年齢が変更されるの？

18歳に引き下げることは若者の自己決定権を尊重するもので、積極的な社会参加を促すことになると考えられています。世界的にも成人年齢を18歳とするのが主流になっています。

Q. 引き下げで何が変わるの？

18歳、19歳の方は、保護者の同意を得なくても、自分の意志で様々な契約を結べるようになります。ただ、飲酒や喫煙、公営ギャンブルなど、これまで同様に20歳にならないとできないこともあります。

18歳（成人）になったらできること

- 親の同意なしに契約できる
 - ・携帯電話の購入
 - ・一人暮らしのため、アパートを借りる
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・ローンを組む など
- 結婚
- 10年有効のパスポートの取得 など

20歳にならないとできないこと

（民法改正後も変わらないこと）

- 飲酒、喫煙
- 公営ギャンブル（競馬、競輪、競艇、オートレース）
- 国民年金の加入
- 大型・中型自動車免許証の取得 など

Q. 懸念されるトラブルは？

民法では、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合は『未成年者取消権』が認められ、原則、契約を取り消せます。しかし、18、19歳は今後、年齢を理由と

した取り消しはできなくなります。社会経験の乏しい若者は、様々な誘惑や悪質事業者に狙われる可能性があります。

実際、20年度に県内の消費生活センターなどに寄せられた相談件数を、18、19歳と、成人になりたての20～22歳と比較すると、成人になった途端、相談件数が大きく増加しています。このことから、成人年齢の引き下げに伴い、18、19歳の消費者被害が増える懸念があります。

Q. トラブルに遭わないために気をつけることは？

契約する際は、契約内容を事前によく確認し、本当に必要な契約かよく考え、責任を持って契約しましょう。